

【野焼きは原則禁止されています】

野焼きは、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」により、原則として禁止されています。

ただし、農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却や、宗教上の行事を行うために必要な焼却など、一定の例外があります。

なお、例外に該当する場合であっても、**火災予防上の安全確保が必要です**。風の強い日や乾燥しているときは焼却を控え、消火の準備をするとともに、その場を離れないなど、火災の発生に十分注意してください。

また、消防署への「火災とまぎらわしい煙または火炎を発するおそれのある行為」の届出は、**野焼き等の行為を許可するものではありません**。

野焼きに関する詳しい規制や、実施の可否については、管内各市町の担当部署へお問い合わせください。

○管内各市町の「野焼き」に関する情報

- ・ [野外焼却（野焼き）は法律で禁止されています！ | 小浜市公式ホームページ](#)
- ・ [野焼きは禁止されています／若狭町](#)
- ・ [野焼きは禁止されています | おおい町公式ホームページ](#)
- ・ [不法投棄、野焼きについて | 高浜町公式ホームページ](#)